

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」「国民健康保険資格確認書」の有効期限は7月31日(木)です。

国の方針により、令和6年12月2日から、マイナンバーカードでの保険証利用（マイナ保険証）を基本とする仕組みに変更となりました。それに伴い、令和7年8月以降の医療機関受診については、以下のとおり変更となります。

▶マイナ保険証をお持ちでない方

現行の保険証と同様に引き続き医療を受けられる「資格確認書」を郵送します。

※有効期限は最長で令和8年7月31日(金)です。

▶マイナ保険証をお持ちの方

医療機関は、マイナ保険証で受診してください。負担割合の変更など、資格に変更がある方にはA4サイズの「資格情報のお知らせ」を郵送します（これまでに「資格情報のお知らせ」を未発行の方にも7月中旬に郵送します）。

※「資格情報のお知らせ」のみでは受診できません。

※マイナンバーカードでの受診時にエラーが出た場合などに、マイナンバーカードと合わせて医療機関にご提示ください。

▶限度額適用認定証をお持ちの方

現在お持ちの認定証の有効期限は7月31日(木)です。8月以降も認定証が必要な場合は、再度申請が必要です。8月以降の認定証の発行申請は、7月16日(水)から受け付けますので、国保年金課でお手続きください（郵送可）。

※マイナ保険証で受診する方は、認定証の申請は不要です。ただし、国民健康保険税の未納がないことと、医療機関での読み取り時に高額療養費制度の利用に同意する操作が必要です。また、認定証の所得区分が「オ」または「低所得者Ⅱ」の方で過去12カ月の間に90日を超える入院をした方は、マイナ保険証をお持ちの場合でも申請手続きが必要になりますので、お問い合わせください。

▶社会保険などに加入した方

国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。新しい健康保険の資格取得日が分かるものを持参し、国保年金課またはみらい平市民センター1階の市民窓口課でお手続きください。

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 伊奈庁舎国保年金課（内線4407）

資格確認書を発送します

現在お使いの「後期高齢者医療被保険者証」または「後期高齢者医療資格確認書」の有効期限は、7月31日(木)です。8月1日以降は「後期高齢者医療資格確認書」を使い、引き続き医療を受けることができます。資格確認書は、7月末までに送付します（特定記録郵便）。

お手元に届きましたら記載内容を確認し、8月1日(金)からは新しい資格確認書で受診してください。

※後期高齢者医療制度においては、8月1日以降も、被保険者のマイナ保険証の保有の有無にかかわらず、「資格確認書」を交付します。

納入通知書を発送します

令和7年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書を、7月9日(水)に発送予定です。通知書が届きましたら、保険料額や納付方法をご確認ください。

▶納付方法

○普通徴収（納付書払いまたは口座振替払い）の場合

同封の納付書で各納期限までに納付してください。口座振替の場合の振替日は、各納期限日になるので、それまでに預貯金残高をご確認ください。

○特別徴収（年金天引き）の場合

年金支払いの際に保険料が差し引かれるので、ご自身での納付は必要ありません。

